

< 24-14 >
2024年8月

先生各位

診療報酬(検査実施料)に係るお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長通知 令和6年7月31日付「保医発0731第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)が改正され、令和6年8月1日より適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■保険収載内容 一部変更項目

検査項目名	実施料	判断料区分
(1→3)-β-D-グルカン	195点	免疫学的検査 144点

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料区分
アスペルギルス I g G 抗体	390点 (195点×2回分)	免疫学的検査 144点

以上

※詳細は裏面をご覧ください。

●保険収載内容 一部変更項目

項目コード	検査項目名	実施料	判断料区分
2321	(1→3)－β－D－グルカン	195点	免疫学的検査 144点

D012 感染症免疫学的検査

(1)～(37) (略)

(38) 「42」の(1→3)－β－D－グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD－アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、アスペルギルス I g G 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(39)～(59) (略)

●新規保険収載

項目コード	検査項目名	実施料	判断料区分
4294	アスペルギルス I g G 抗体	390点 (195点×2回分)	免疫学的検査 144点

D012 感染症免疫学的検査

(1)～(59) (略)

(60) アスペルギルス I g G 抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)－β－D－グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。

なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。